全私保連ニュース

《令和3年度2号6月24日発行》

処遇改善等加算Ⅱの研修要件必須化について提案される!

「子ども・子育て会議 (第57回)」 追補版

日時:6月18日(金)10:00~12:00 ※オンライン開催

今年度最初の「子ども・子育て会議(第 57 回)」が開催され、詳細については前号でご報告しましたが、今号は処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の必須化時期についての提案にクローズアップし、詳しくお伝えします。

国の資料を掲載しましたが(次ページ参照)、この度の提案では、令和4年度は、4万円・5千円の職員共に、要件は必須化されません。令和5年度は4万円の職員が1科目の必須となります。令和5年度当初に4万円職員を副主任に任命し4万円の処遇改善を支給する場合は、年度当初の時点でこの職員が1科目の受講を修了している必要があるということです。令和6年度当初に任命をする場合は、同様に4万円の職員は2科目、それ以外の職務分野別リーダーは1科目の受講を修了している必要があるということです。このように4万円の職員の受講要件は令和8年度まで1科目ずつ段階的に引き上げられ、令和8年度の年度当初では4科目の修了が必要になるという案です。

※4 万円の職員とは、副主任保育士・中核リーダー等の事で、毎月 4 万円の処遇改善がなされる職員のこと。令和 2 年度の通知改正により、各園 1 名以上に変更された。5 千円の職員とは、職務分野別リーダー・若手リーダー の事で、毎月 5 千円の処遇改善がなされている職員のこと、4 万円が一人以上という緩和がなされ、例えば3万円支給のリーダーや1 万円支給のリーダーなど園独自で様々に配分している場合の職員もこれに該当し、令和6年度より1 科目の修了が必要になるということ。

なお、これは処遇改善等加算Ⅱの「加算要件」とされ、毎年度、<u>対象者のうちの一人でも要件</u> <u>を満たさない場合は、処遇改善等加算Ⅱの全額がその年度は支弁されなくなる</u>ということです。

当初令和4年度からの必須化を目指していたことに鑑みると、コロナ等の影響により、かなり保育現場に配慮した案を示していただいたものと受け止めています。この案によれば、各園は令和5年度の年度当初までに計画的にキャリアップ研修の受講を進めていくことになります。一方で、国としては各都道府県において研修実施状況にばらつきが認められるため、リモート研修なども含めて研修機会の確保に努めるよう都道府県に働きかけるそうです。

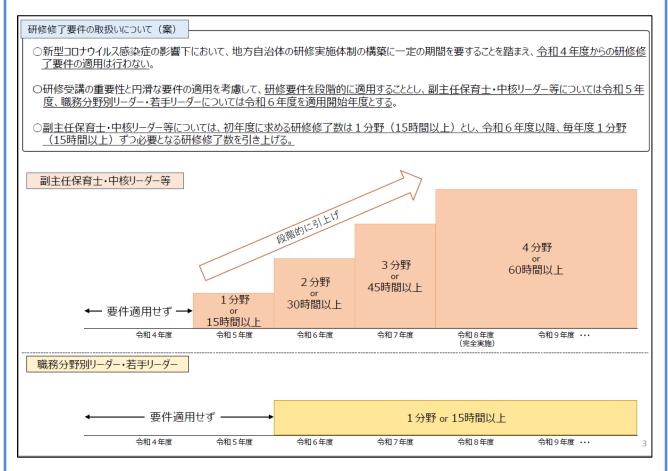
今回は内閣府より案を提示され、子ども・子育て会議の中で、各委員に意見を求められた段階ですので、まだ決定ではありません。今後の動向も注視いただきますようよろしくお願いします。

【各委員から出された主な意見の概要】(前号から抜粋して再掲)

- 処遇改善等加算に係る研修受講要件について、新型コロナウイルス感染症の影響は否めないが、加 算の主旨を考えるならば研修の受講自体は必要である。
- ・処遇改善等加算に係る研修要件の必須化時期についてご配慮いただき感謝申し上げる。現在も新型 コロナウイルス感染症対策のため、リモート研修などを行っているが、研修機会が少ないのが現状 である。国で作成した映像研修教材の再周知など、研修機会を増やす工夫をお願いしたい。
- 処遇改善等加算について、地方によってまちまちな現状が見られる。コロナ禍において様々工夫が 為されているが、必須化するのは時期尚早であると考える。提案のように配慮をお願いしたい。

【内閣府】(前号から抜粋して再掲)

• 処遇改善等加算の研修受講要件について、現時点において一定程度の研修の量は確保できていると考えるが、現場からは受講しにくいとの声があることも事実である。地域での研修が充実されるよう、国としても働きかけていく。全国団体による研修の一括認定に関して意見をいただいたが、研修の認定は実施主体である都道府県が行うこととなっており、国で認定することは行っていない現状である。



令和3年6月18日(金)10:00~12:00 子ども・子育て会議(第57回)資料より

※ 全私保連ニュースのFAX配信をメールのみの配信に希望される場合は、下記メールアドレスまでお知らせ下さい。

E-mail: ans@zenshihoren.or.jp